

人権チェックリスト

平成27年
2月号



高齢者への虐待に気づいたことはありませんか？

高齢者虐待

平成25年度に県内市町村で受け付けた養護者（高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等）による高齢者虐待に関する相談・通報件数は182件で、調査が始まった平成18年度の98件から約2倍に増えています。

虐待は身体的虐待だけではなく大きく5つに分けられ、これらが重複して起きていることが少なくありません。

◎ 身体的虐待

暴力的行為により、身体に傷やあざ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。

（例）たたく、つねる、ベッドに縛りつける 等

◎ 心理的虐待

脅しや侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等により、精神的苦痛を与えること。

（例）侮辱を込めて子どものように扱う 等

◎ 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

（例）年金や預貯金を無断で使用する 等

◎ 介護・世話の放棄・放任

必要な介護や生活の世話を放棄または放任し、高齢者の生活環境や身体的・精神的状態を悪化させること。

（例）水分や食事を十分に与えない

劣悪な住環境の放置（ゴミだらけの室内等）
介護・医療サービスを理由なく使わせない 等

◎ 性的虐待

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。

（例）排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する 等

チェック

高齢者虐待を早期に発見し問題の深刻化を防ぐためには、虐待の兆候に気づくことが大切です。

身体に小さな傷が頻繁にみられる、急におびえたり恐ろしがったりする、衣服が汚れたままの場合が多くなっているなど、虐待かもしれないと気づいた方は、ためらわずに市町村の高齢者福祉担当課や地域包括支援センターに通報してください。通報は匿名でも構いませんし、通報した方の秘密は守られます。

内容についてのお問い合わせは

和歌山県人権施策推進課まで

☎073-441-2566

